

平成 25 年 11 月  
千 代 田 区

## 住居表示審議会の開催について

### 1. 開催目的

「三崎町及び猿楽町の神田冠称」については、地元町会などから推進を求める要望が区長に提出され、また、慎重な対応を求める陳情が区議会議長に提出されている。こうした動向を踏まえ、これまで地域の合意形成状況の把握に努めてきたところである。

そこで、区長の附属機関である住居表示審議会に対し、「三崎町及び猿楽町の神田冠称」に対する意見を求め、区としての判断の一助としていく※1。

### 2. 開催時期

平成 25 年 11 月中旬以降

---

※1 本事項（三崎町及び猿楽町の神田冠称）は、「町名変更」であることから、住居表示審議会での決議を必要とせず、議会の議決及び告示のみが要件とされている（「地方自治法 第 260 条」）。

## 【参考】

### 住居表示

#### (1) 目的

順序良く番号を付け住所をわかりやすく表記し、郵便配達作業等を円滑に行えるようにするなど市民生活の便宜を向上させ、もって公共の福祉の増進に資すること。

#### (2) 根拠法

住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日制定）

（住居表示の実施手続）

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

住居表示制度の解説（自治省振興課編 昭和 38 年 4 月 1 日）

市町村は、その趣旨の周知徹底を図るため積極的なPRを行うとともに、審議会等を設定して十分な審議をつくすなど、住民の意向を反映するような方策を講ずべきである。

#### (3) 表記例

〇〇町一丁目 1 番地 → 〇〇町二丁目 3 番 4 号

### 町名変更

#### (1) 目的

地域の要望など様々な事由から町名を変更

#### (2) 根拠法

地方自治法第 260 条（昭和 22 年 4 月 17 日制定）

（市町村内の町又は字の区域）

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（平成 23 年 8 月 30 日改正）

#### (3) 表記例

〇〇町一丁目 2 番 3 号 → ××町一丁目 2 番 3 号